

労働者協同組合への組織変更を検討されている皆さま
組織変更の期限にご注意ください！

令和4年10月1日に施行された労働者協同組合法では、法施行の際に現存する**企業組合**（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に掲げる企業組合）又は**特定非営利活動法人（NPO法人）**（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）は、**法施行日から起算して3年以内**にその組織を変更し、労働者協同組合になることができると定められています。



企業組合や NPO 法人から労働者協同組合への組織変更を行う場合、令和7年9月30日が組織変更の効力発生日の最終期限です！

※

※組織変更が効力を生ずる日。組織変更計画で定める。

組織変更の手続きは官報への公告など2～3か月程度は要するのが一般的であることから、変更を検討されている場合は早めの準備をお願いいたします。

また、多くの法人が4月1日から一年間を事業年度としていますが、事業年度の途中で組織変更を行った場合、それまでの法人と労働者協同組合法人両方での決算が必要となり手続きが煩雑となることから事業年度の切り替わりに合わせた組織変更をおすすめします。

組織変更の方法の詳細、都道府県窓口については以下をご参照ください。

労働者協同組合法パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001276968.pdf>



労働者協同組合法に係る手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000982315.pdf>



都道府県窓口

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000927464.pdf>

